

「2025 年日本国際博覧会空飛ぶクルマ広報 PR 等業務」公募要領

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）が、2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）で実施する未来社会ショーケース事業は、万博会場を未来社会のショーケースに見立て、先進的な技術やシステムを取り入れ未来社会の一端を体感してもらう企画であり、その 1 つとして、「スマートモビリティ万博 空飛ぶクルマ」がある。

来場者により身近に未来の空の移動を感じてもらい空飛ぶクルマの社会受容性の向上を目的とする「空飛ぶクルマ広報 PR 等業務（以下「本業務」という。）」に係る企画提案を募集する。

1. 業務の名称

2025 年日本国際博覧会空飛ぶクルマ広報 PR 等業務

2. 業務期間

契約締結日から 2025 年 10 月 13 日（予定）まで

3. 委託上限金額

金 20,000,000 円（税込）

4. スケジュール

2025 年 1 月 9 日（木）	公募開始・仕様書等提供申込受付開始・質問受付開始
2025 年 1 月 16 日（木）	仕様書等提供申込受付締切
2025 年 1 月 22 日（水）	質問締切
2025 年 1 月 24 日（金）	質問回答
2025 年 1 月 30 日（木）	提案書類提出締切
2025 年 2 月上旬（予定）	選定委員会（書類審査）
2025 年 2 月中旬（予定）	審査結果通知・最優秀提案事業者公表
2025 年 2 月下旬（予定）	契約締結
2025 年 10 月 13 日（月）	業務終了（予定）

5. 応募参加資格

次に掲げる要件を全て満たす事業者又は複数の事業者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する場合にあっては、構成員全員が次に掲げる要件の全て満たすこと。（ただし、(5) は共同企業体の構成員のいずれかが満たしていればよい。）

また、各構成員は 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

② 破産手続開始の決定を受けて復権をしていない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられ

- ている者でないこと。
- (5) 受注事業者が広報 PR 業務について、本業務と同等以上内容及び規模の経験を有すること。
- (6) 共同企業体に係る事項
- ① 業務形態
構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないようにすること。
 - ② 代表者要件
代表者は指名を受けた構成員とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

6. 応募に係る事項

(1) 公募要領の配布

① 配布期間

2025年1月9日（木）から2025年1月30日（木）まで

② 配布方法

協会ホームページからダウンロードすること（郵送による配布は行わない）。
(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

③ 配布物

- ・仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式1）
- ・参加表明書（様式2）
- ・参加資格保持誓約書（様式3）
- ・応募金額提案書（様式4）
- ・共同企業体届出書（様式5）
- ・共同企業体協定書（様式6）
- ・持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式7）
- ・使用印鑑届（様式8）
- ・持続可能性の確保に向けた誓約書（様式9）
- ・暴力団排除条例に基づく誓約書（様式10）
- ・質問票（様式11）
- ・委任状（様式12）
- ・企画提案書作成要領（別添1）
- ・契約書一式（別添2）
- ・仕様書（別添3） ※「下記(2)仕様書等の提供」のとおり

(2) 仕様書等の提供

① 提供申込期間

2025年1月9日（木）から2025年1月16日（木）17時まで

※土曜日及び日曜日を除く10時から17時まで（12時から13時を除く）

② 申請方法

仕様書等の提供を希望する事業者は「仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式1）」、「参加表明書（様式2）」、「参加資格保持誓約書（様式3）」の電子データ（PDF）を電子メールにより下記③送付先へ提出すること。

※「件名」に「【仕様書等提供申込】2025年日本国際博覧会空飛ぶクルマ広報PR等業務」と明記すること。

※口頭、持参、電話、ファクシミリによる開示申請は受け付けない。

③ 送付先

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 企画局 企画部 企画課
送付先メールアドレス：soratobukuruma@expo2025.or.jp

- ④ 開示方法
電子メールにより順次開示する。
- (3) 質問の受付及び回答
- ① 受付期間
2025年1月9日（木）から2025年1月22日（水）17時まで
- ② 提出方法
電子メール（アドレス：soratobukuruma@expo2025.or.jp）で受付ける。
※「件名」に「【質問】」と明記し、質問内容を「質問票（様式11）」に記載してファイル添付すること。
※協会への質問送信後、電話でのメール到達確認は不要とする。
※質問内容に応募者名を特定できる内容を記載してはならない。
※質問内容に応募者名を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わない。
※①受付期間以外に提出された質問に対する回答は行わない。
※口頭、持参、電話、FAXによる問い合わせには応じない。
- ③ 質問の回答
質問への回答は、1月24日（金）に(2)②にて仕様書等の提供を申し込み、提供を受けた事業者に対してメール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【2025年日本国際博覧会空飛ぶクルマ広報PR等業務の企画提案公募について】に掲載する。
(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

7. 応募手続

- (1) 受付期間
2025年1月9日（木）から2025年1月30日（木）17時まで
- (2) 提出方法
下記の宛先へ郵送により提出すること。（持参による提出は不可）
※2025年1月30日（木）までの消印があるものを有効とする。
宛先：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階
企画局企画部企画課（担当：齋藤、藤本、浦口）
また、提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類全てのデータを送信すること。（送信先：soratobukuruma@expo2025.or.jp）
※メール送信量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。
なお、電子メール送信後、必ず下記あてに電話を掛け着信の確認を行うこと。
（電話番号：06-6625-8664）
※土曜日、日曜日及び祝日を除く10時から17時まで（12時から13時を除く）
- (3) 費用の負担
応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出書類
下記の書類について、それぞれが指定する必要部数を提出すること。なお、副本については、企業名、社章等の応募者が特定できる内容の記入を削除すること。
（企画提案に係る書類は、「企画提案書作成要領（別添1）」に留意して作成すること。）
【応募時に必要な書類】
- ① 企画提案書（様式自由：正本1部、副本5部及び電子媒体（CD-R、DVD-R等））
・A4判横とし、横書きとする。
・文字サイズ10ポイント以上とし、各頁に頁番号を記載し、上部綴じファイルに編綴する

- こと。
- ・片面印刷で 15 ページ以内（表紙は頁数に含まない。）とし、片面カラー印刷とする。
- ・ファイル表紙（及び背表紙）に、案件名と応募者名（応募者名は正本のみ）を記入すること。

＜記入例＞

「2025 年日本国際博覧会空飛ぶクルマ広報 PR 等業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）

- ・副本については、企画提案書中の応募者名及び応募者を特定できる箇所「（法人名、所在地、代表者名、ロゴマーク、グループ企業名等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、企画提案書中において「当法人」といった記載は差し支えないが、具体的な名称を類推できる表現は避けること。
 - ・副本について、応募者を類推できる表現があった場合、応募者に連絡することなく協会において当該箇所にマスキング処理を行うことがある。
- ② 応募金額提案書（様式 4：正 1 部、副本 5 部及び副本の電子媒体）
 - ③ 共同企業体で参加の場合
 - （ア）共同企業体届出書（様式 5：原本 1 部）
 - （イ）共同企業体協定書（写し）（様式 6：原本 1 部）
 - ④ 持続可能性の確保に向けたチェックシート（様式 7：原本 1 部）
 - ・共同企業体で参加の場合は、全構成員提出すること。
- (5) 応募書類の返却
応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。なお、応募書類は本業務に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- (6) 応募書類の不備
応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
- (7) その他
- ① 応募は 1 者 1 提案とする。（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）
 - ② 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ 1 セットずつ A4 ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R、DVD-R 等）に格納した電子データ（DOC ファイル、PDF、ファイル等）（企画提案書は副本のみ）でも提出すること。
 - ③ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと応募者名（応募者名は正本のみ）を記入すること。
- ＜記入例＞
- 「2025 年日本国際博覧会空飛ぶクルマ広報 PR 等業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）
- ④ 書類提出後の差し替えは認めない。（協会が補正等を求める場合を除く。）
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載をした企業・団体は本業務への参加資格を失うものとする。

8. 説明会

実施しない。

9. 審査の方法

(1) 審査方法

- ① (2) の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者を決定する。
ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額が最も安価な者を最優秀提案者とする。
- ② 審査は、書類審査により行う（プレゼンテーション審査は行わない。）。
- ③ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下（各選定委員の平均点）の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

④ 協会は、最優秀提案事業者を特別の理由がないかぎり、契約候補者に決定する。

(2) 審査基準

審査票に記載の審査項目・審査内容・配点をもとに審査する。

	項目	審査内容	配点
1	全体提案内容・提供方針	・企画全体の考え方は、本事業の趣旨を十分に理解した上で組み立てられ、提案者の特色も活かされた明確な方針が示されているか。	30 点
2	業務の合理化・効率化	・実施運営に向けて合理化、効率化を図れるような提案となっているか。	20 点
3	業務実施体制	・本業務を遂行するに足る十分な実施体制となっているか。 ・実施スケジュール、業務分担等が鋭角でありかつ無理な工程となっていないか。	20 点
4	価格点	○価格点の算定方式 満点（30 点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※0 点以下端数切捨て	30 点
合 計			100 点

(3) 審査結果

(ア) 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に拘わらず、全応募者に通知する。

(イ) 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025 年日本国際博覧会 空飛ぶクルマ広報PR等業務 公募について】において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

- ① 最優秀提案事業者（名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）・評価点・提案金額）
- ② 全提案事業者の名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名） ※五十音順
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順（応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。）
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

(ア) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

(イ) 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

(ウ) 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

(エ) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

(オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

【選定委員会により審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

- ① 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）
- ② 法人登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの）
- ③ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3か月以内のもの）

(ア) 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書

- (イ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ④ 財務諸表の写し（１部：最近1か年のもの、半期決算の場合は２期分）
 - (ア) 貸借対照表
 - (イ) 損益計算書
 - (ウ) 株主資本等変動計算書
- ⑤ 使用印鑑届（様式８：原本１部）
- ⑥ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式９：原本１部）
- ⑦ 暴力団排除条例に基づく誓約書(様式10：原本 １部)

※なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから２営業日後の17時まで提出をすること

10. 契約の締結について

契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で、契約を締結する。（別添２）

- (1) 協会は、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CESTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、契約候補者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。その際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、受託事業者から提出された業務完了報告について、協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。
- (4) 契約締結に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約締結に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式10）を提出すること。
- (6) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約候補者としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約候補者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
 - ① 契約候補者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約候補者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ③ 契約候補者が、過去２年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ④ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑤ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑥ 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。

- ⑦ 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ⑧ 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

11. 持続可能性の確保

- (1) 採用者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域資産への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 採用者は、本契約の履行に際し、当協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。（https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025or.jp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf）
- (3) 採用者は、協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 採用者は、協会が採用者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、採用者が協力に支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。
- (5) 協会が採用者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、採用者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

12. その他

- ・提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
 - ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び刑法（明治四十年法律第四十五号）等を遵守すること。
 - ・本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 以上